

各地から二一八〇人

研究者佐久間団地へつどう

八月二十五日に大字小幡佐久間部落で、果のりんご研究会が開かれました。県の果樹園芸協会・甘楽富岡果樹園芸組合が主催し、県と甘楽町が後援したもので、当日は県下各地からりんごの栽培者二百八十人が集まり、来賓に県議会議員、県特産課長など多数を迎えて、盛大に開かれました。

りんご園を視察

この日、利根、吾妻方面の参加者が、貸し切りバスで乗りつけたのははじめ、遠距離からの参加者が目立ちました。午前十時開会のこと、視察地の概況説明が行なわれてから、田村善一郎さん、井田鏡平さん、井田喜久保さん、松井飯雄さん所有の、四つのりんご園を視察しました。

りんご仲間が県大会



写真は二中体育館で開催された研究大会

二中で研究大会

午後は、二中体育館で研究大会を開き、産地批判や、りんご栽培の問題点、改善方向をはじめ、「おいしいりんごをつくるにはどうしたらよいか」などについて、約三時間にわたり熱心な話し合いがなされて、有益な大会を終わりました。

佐(久間)りんごの概況

当町におけるりんご栽培の中心地をなす佐久間りんご団地は、広さが十三ヘクタールで、栽培される品種もスターキングをはじめ、ゴールドデン、紅玉、祝、旭と多種をかぞえています。部落には、十九世帯のりんご栽培者があり、果樹園芸組合が組織され、熱心な研究がなされています。

この部落のりんご栽培の歴史は浅く、終戦直後の昭和二十三年に二、三人の先覚者により始められ、本格的に経営に取り入れられたのは、昭和三十年ごろからです。昭和三十一年には、会員三十八名をもって甘楽富岡果樹園芸組合が組織され、各種講習会の開催をはじめ、生産技術の研究、先



写真はりんご園を視察する参加者

人生70にして老令年金手続きを

老令福祉年金は、七十歳以上の方に国が支給する年金です。現在の老令福祉年金の年金額は一万八千円(月額千五百円)ですが、昭和四十三年一月からは一万九千二百円(月額千六百円)に引き上げられます。

役場の窓口で申請を
老令福祉年金は、全額国の費用で支給しますので、ある程度生活にゆとりのあるかたがたには遠慮願う仕組みになっていますが、七十歳になれば、だれでも年金を受ける資格がありますので、役場へ裁定請求の手続きを行なってください。

放置しておく時効に

この裁定請求の手続きを行わないで、放置しておくとき効によってせっかくの年金を受ける権利が消滅し、一生が老令福祉年金を受けられなくなってしまう可能性があります。七十歳以上のかたで、まだ裁定請求の手続きを行っていないかたは、早めにご手続きをさせていただきます。

支給制限の仕組み

福祉年金は、全額国庫の負担によって支給する年金であるため、支給制限の仕組みが設けられています。そのおもなものとしては、所得制限(受給権者本人やその配偶者および扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合)・公的年金受給制限(恩給や厚生年金など、ほかの公的年金制度から一定額以上の年金を受けている場合)があります。これらに該当するかたについては、年金の全部、または一部を支給停止することになっていきますからご承知ください。

わからないときは相談を

福祉年金のことではわからないことがありましたら、いつでも役場社会課、または社会保険事務所、県の国民年金課および保険課へおたずねください。

工事業業をする場合

事前に申請書を

農道や橋、さく道などの工事で、町から補助金を受けようとする団体は、事前に町に申請書を提出して、許可を受けてから工事をしてください。その場合、補助事業等の目的、及び内容を記載した申請書に、次の書類を添えて、その年度の始まる二か月前(毎年一月末日)に、町長に提出しなければなりません。

- ① 補助事業等の事業計画及び経費の予算、補助事業等の完了の予定期日
- ② 交付を受けようとする補助金等の額、及びその算出の基礎
- ③ 補助事業等の効果

「ミニレター」を知っていますか
① 封筒、便せんをかねています
② 料金は用紙代とも十五円で割安です。
③ 遠距離は航空機で輸送するので早く届きます。
④ ハガキの三倍くらいかかります。
⑤ 封をして出すので秘密が保てます。

美しい行

増田武雄(総務課庶務係長)その他の職員では、田村貞雄(総務課企画文書係)・中野喜久夫(総務課財政係)・鈴木道夫(教育委員会事務局)・鈴木英子(住民課記録係)・吉田理子(住民課記録係)・宮下みち子(住民課住民係)・吉田浩(住民課資料係)・櫻井三郎(住民課民生係)・黒沢たつ(社会課保健係)・井上奈津子(経済課農業係)・森平けさ(経済課土地改良係)・齊藤重雄(経済課土地改良係)・中島初江(経済課土地改良係)・大田誠一(建設課建設係)・堀口勲(建設課水道係)・高野百合枝(調査課第一係)・黒沢実(調査課第二係)・増田洋之(調査課第二係)・安藤幸隆(出納係)・鈴木まさ子(出納係)・八木ぬい(新屋出張所)。

河川を使うときは

管理者の許可が必要

次のような場合には、その川の管理者の許可が必要で、川の水を工場などで利用するとき、敷地内に物を置いたり、小屋などを建てる時、砂利などを採取するとき、敷地内の砂利や土を掘ったり、盛り土をするとき、許可を受けた場合は使用面積、期間など指定された事項を記した標札を立てることになっています。また、使用権を他人に譲渡する時は、許可を受けなければなりません。河川は公共物ですから、公共のために危害があるような



体育協会(藤原三郎会長)主催の夏の町内野球大会は、熱戦のすえ、甘楽町役場が春の大会についで、連続優勝しました。

土屋さん北海道へ

自衛隊を視察慰問

町の自衛隊協力会長、土屋勝さんは、八月二十九日から三日間、自衛隊機による北海道部隊視察、及び群馬県出身隊員の慰問に行かれました。これは、県の自衛隊協力会主催で行なわれたもので、視察団は三十八名、機種はYS11型を使用したものです。

食欲の秋

いためつけられた胃腸も、涼風とともに回復してきます。くだもの、野菜をたっぷり食べて、体力を充実させましょう。野菜類はあまりよく手をかけず、自然に近いままで食べるのが、栄養価も高いということです。

美しい行

増田武雄(総務課庶務係長)その他の職員では、田村貞雄(総務課企画文書係)・中野喜久夫(総務課財政係)・鈴木道夫(教育委員会事務局)・鈴木英子(住民課記録係)・吉田理子(住民課記録係)・宮下みち子(住民課住民係)・吉田浩(住民課資料係)・櫻井三郎(住民課民生係)・黒沢たつ(社会課保健係)・井上奈津子(経済課農業係)・森平けさ(経済課土地改良係)・齊藤重雄(経済課土地改良係)・中島初江(経済課土地改良係)・大田誠一(建設課建設係)・堀口勲(建設課水道係)・高野百合枝(調査課第一係)・黒沢実(調査課第二係)・増田洋之(調査課第二係)・安藤幸隆(出納係)・鈴木まさ子(出納係)・八木ぬい(新屋出張所)。